

V 目黒区特別支援教育推進計画（第四次）

（平成 19 年 3 月策定、令和 2 年 3 月改定）

1 計画の基本的考え方

目黒区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムを構築することを基本的な考え方としています。これまで目黒区で取り組んできた特別支援教育の成果と課題、国や都の動向を踏まえ、次に示す3つの柱（取組の方向）を設定し、そのための方策を定め、具体的な取組みを進めていきます。

取組の方向

- I 障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備
- II 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- III 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実

2 計画の期間

第四次の計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間としていますが、計画期間内に目黒区の他の計画や国や都の大きな制度改正等により特別支援教育をめぐる状況が著しく変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画での主な取組（推進施策）

計画を具体的に推進していくため、7つの推進施策と25の具体的な取組みを掲げ、着実に取り組んでいきます。

【取組の方向 I】障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備

<推進施策 1> 学校・園における支援体制の充実

- (1) 学校・園における校内支援体制の充実
- (2) 学校・園における相談機能・アセスメント機能の充実
- (3) 学校・園における合理的配慮の提供促進

<推進施策 2> 教室環境の整備

- (4) 教室環境のユニバーサルデザイン化の推進
- (5) 学校 ICT 環境の整備

<推進施策 3> 心のバリアフリーの推進

- (6) 教職員への理解啓発
- (7) 児童・生徒への理解啓発
- (8) 保護者・区民への理解啓発
- (9) 交流及び共同学習の充実
- (10) 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実

【取組の方向Ⅱ】一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

＜推進施策4＞専門性をもつ教員の育成

- (11) 特別支援教育の視点をもつ教員の育成
- (12) 効果的なOJTと校内研修体制の構築

＜推進施策5＞小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実

- (13) 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン化の推進
- (14) 通常の学級における特別支援教育支援員の専門性の向上
- (15) 特別支援教室における指導・支援の充実
- (16) 特別支援学級における指導・支援の充実
- (17) 大学等との連携による自立活動の指導の充実

【取組の方向Ⅲ】保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実

＜推進施策6＞早期からの連携による支援体制の充実

- (18) 区立幼稚園・こども園への特別支援補助員等の効果的な配置
- (19) 公私立の幼稚園・こども園・保育所等との連携による支援の充実
- (20) 保護者への早期からの就学情報提供と就学相談の充実
- (21) 児童発達支援センター等との連携による支援の充実

＜推進施策7＞卒業後までを見通した連携による支援体制の充実

- (22) 保護者と教育委員会との連携による支援の充実
- (23) 各種協議会による関係機関等との連携の強化
- (24) 学校における医療的ケアの実施に係る医療機関等との連携の強化
- (25) 特別支援学校との連携による支援の充実